

注意！あなたの土地が狙われています！

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番(☎0120-536-380)へ

受付時間は平日の8:30~17:15です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

問合せ 茨城県廃棄物対策課 ☎ 301-3033
生活環境課 (内線 244・245)

おおあらい行政情報すぐメール」配信について

「おおあらい行政情報すぐメール」とは、大洗町からの防犯・緊急防災情報などのお知らせを、登録された方の携帯電話やパソコンへメール配信するサービスです。配信を希望される方は、下記のQRコードを読み込むか専用アドレス(t-oarai@sg-p.jp)へ空メールを送信してご登録ください。※登録は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



PC・スマートフォンの場合 フィーチャーフォン(ガラケー)の場合
問合せ 生活環境課 地域安全安心係(内線246・241)

新型コロナウイルスに便乗した詐欺にご注意を！

相談/問合せ 大洗町消費生活センター(生活環境課内)
☎ 267-5111(内線 244)

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の皆様へ

■**仕事や通勤中などにケガをしたとき、保険証は使えません**
仕事や通勤中にケガをした場合は労災保険の対象となるため、保険証は使用できません。労災保険に該当するか判断が難しい場合は、お勤め先を管轄とする労働基準監督署にご相談ください。

また、交通事故や不当な暴力によるケガなど、他人(第三者)の行為によって負傷したときに保険証を使って治療を受ける場合は「第三者行為による傷病届」等の提出が必要です。示談をするときは、事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください。示談内容によっては、治療費が全額自己負担となる可能性があります。

詳しくは協会けんぽHPをご覧ください。協会けんぽ茨城支部にお問合せください。

問合せ 協会けんぽ茨城支部 レセプトグループ ☎ 303-1583

■**保険証を使えるのは退職日までです**

協会けんぽにご加入の方が、保険証を使用できるのは退職日までです。ご家族(被扶養者)の保険証も同様に、ご本人(被保険者)の退職日の翌日から使用できなくなります。(パートの方などで、勤務時間や日数が減少し被保険者資格を喪失する場合は、「資格喪失日」以降、保険証は使用できません。)

また、ご家族(被扶養者)が、就職等により扶養から外れる場合は、扶養から外れた日から、保険証を使用できなくなります。

お勤めの会社を退職される場合や、扶養から外れる際は、必ず保険証を会社へご返却ください。

問合せ 協会けんぽ茨城支部 業務グループ ☎ 303-1582

働きすぎて起こる健康障害のリスクを知っていますか？

11月は「過労死等防止啓発月間」です。茨城労働局ではこの期間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

※詳しくは、茨城労働局ホームページの最新情報から検索できます。

問合せ 茨城労働局 監督課 ☎ 224-6214

[HP] <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

歯の何でも電話相談

ふだん歯医者さんに聞けないこと、入れ歯のこと、子供の歯の悩み、インプラント、矯正、口臭の悩み、顎関節症、歯周病、ブラッシングの仕方、料金のことなど、歯に関する悩みや質問を無料で電話相談に応じます。

匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。茨城県保険医協会の歯科医師がご相談に応じます。

日時 11月15日(日) 13:00~16:00

受付電話番号 ☎ 029-823-7930

回答者 歯科医師 ※相談料無料

問合せ 一般社団法人茨城県保険医協会

☎ 029-823-7930

第6回ボイラー実技講習の実施

期日 学科:12月11日(金)・12日(土) 9:00~17:00

実技(缶前):12月13日(日) 9:00~17:00

会場 茨城県JA会館 本館1階(水戸市梅香1-1-4)

申込期間 11月16日(月)~11月20日(金) 9:30~16:30

受講料 19,800円 ※テキスト代別

問合せ (一社)日本ボイラ協会茨城支部 ☎ 225-6185

Sマーク(標準営業約款制度)をご存知ですか？



このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の許可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

Sマーク登録店では、

■サービス・メニューについては表示しています。

■資格者の氏名を表示しています。

■万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。

■業種ごとに定められた様々な基準を順守しています。

Sマークは消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が提出されています。

問合せ (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

☎ 225-6603 ✉ ibarakicenter@seiei.or.jp